

議案第60号

三芳町水道事業給水条例及び三芳町下水道条例の一部を改正する条例

三芳町水道事業給水条例及び三芳町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月1日提出

三芳町長 林 伊佐雄

提案理由

災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町水道事業給水条例及び三芳町下水道条例の一部を改正する条例
(三芳町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 三芳町水道事業給水条例（昭和43年三芳町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。

(三芳町下水道条例の一部改正)

第2条 三芳町下水道条例（昭和58年三芳町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

三芳町水道事業給水条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りではない。</u>	(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
2から4まで 略	2から4まで 略

参考

三芳町下水道条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行
(排水設備等の工事の実施) 第9条 排水設備等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定したもの（以下「町指定下水道工事店」という。）でなければ施工してはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。</u>	(排水設備等の工事の実施) 第9条 排水設備等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定したもの（以下「町指定下水道工事店」という。）でなければ施工してはならない。
2 略	2 略